## ⑦ 相続・遺産分割事件

法的手続の形態	基準法務費用(消費税を除く)		/ <del>#. #/</del>
	委任契約時(着手金)	事件終了時(報酬金)	備考
訴訟事件	① 訴訟事件の額 但し、上限100万円	① 訴訟事件の額 但し、上限100万円	遺産分割事件に加えて、関連する他の紛争を解決するための 法的手続きを委任するときの 着手金・報酬金は左記の着手 金・報酬金の 1/2 とします。
調停事件·ADR事件	② 調停事件・ADR事件の額 但し、上限70万円	② 調停事件・ADR事件の額 但し、上限70万円	
示談交渉事件	③ 示談交渉事件の額 但し、上限50万円	③ 示談交渉事件の額 但し、上限50万円	